

## 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等について

### 1. はじめに

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等について、平成29年度決算における算定結果が以下のとおりとなりました（7月13日に県へ報告予定）。今年度も篠山市においては、健全化法の規定による判断基準を超える指標はありませんが、実質公債費比率ならびに将来負担比率については依然として高い水準であることから、引き続き財政の健全化に取り組む必要があります。

### 2. 篠山市の指数と財政悪化の判断基準

（単位：％）

各指標	指数（H29）	指数（H28）	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
実質赤字比率	—	—	12.88	20.00	早期健全化基準は標準財政規模により変動
連結実質赤字比率	—	—	17.88	30.00	同上
実質公債費比率	<b>19.1</b>	19.2	25.0	35.0	
将来負担比率	<b>187.2</b>	191.0	350.0		
資金不足比率	—	—	20.0		公営企業のため経営健全化基準

### 3. 平成29年度篠山市の4指標の詳細

<b>実質赤字比率</b>	—	黒字は「—」表示 (H29の比率：△3.53%、H28の比率：△3.76%、対前年度0.23%)
---------------	---	---

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

〔 一般会計、住宅資金特別会計（以下一般会計等）の収支合計額が黒字であり、実質赤字は生じておらず該当なし。〕

<b>連結実質赤字比率</b>	—	黒字は「—」表示 (H29の比率：△17.08%、H28の比率：△17.16%、対前年度0.08%)
-----------------	---	---

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

〔 一般会計等に加え国民健康保険特別会計や上下水道などの事業に関する会計を含めた全会計の収支合計額が黒字であり、連結実質赤字は生じておらず該当なし。〕

<b>実質公債費比率</b>	<b>19.1%</b>	3カ年平均値（平成27～29年度） (H28の比率：19.2%、対前年度△0.1%)
----------------	--------------	---

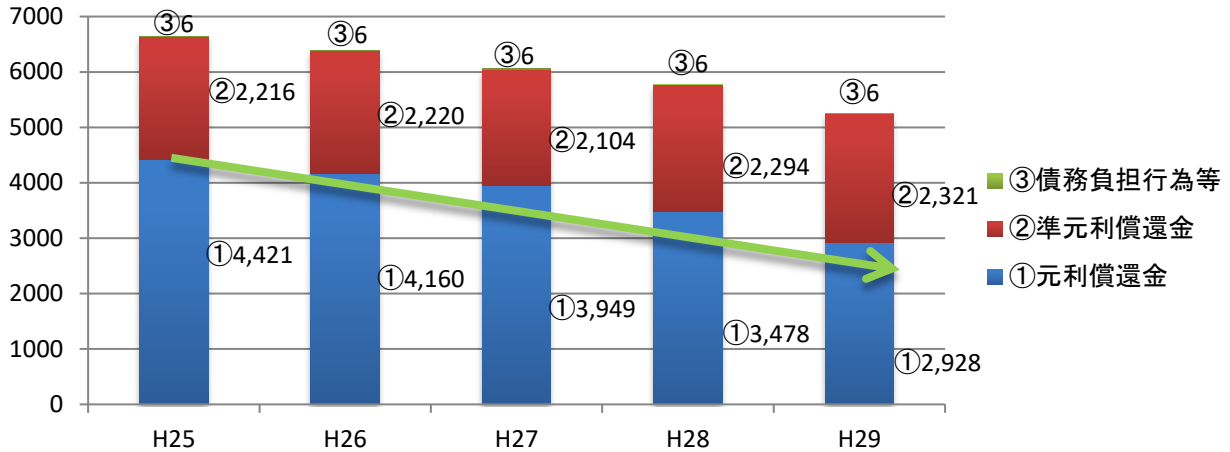
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

〔 実質公債費比率は公債費の償還額が減少したことにより昨年度より0.1%改善し、19.1%となりました。  
水道事業会計への繰出金（高料金対策）は増となりましたが、元利償還金が5億5,011万円減少したため3カ年平均では19.2%から19.1%減少しました。償還終了に伴い今後も公債費が減少するため徐々に改善していく見込みです。〕

区 分	H25	H26	H27	H28	H29
単年度ベース	21.6	19.3	18.7	19.6	19.1
3カ年平均	22.6	21.2	19.8	19.2	19.1

算定における元利償還金及び準元利償還金等の推移

(単位:百万円)



将来負担比率	187.2%	(H28の比率: 191.0%、対前年度△3.8%)
--------	--------	----------------------------

一般会計等が将来負担すべき実質的な債務の標準財政規模に対する比率

実質的な債務は、地方債の現在高や職員の退職手当支給予定額などから基金や地方債現在高等にかかる交付税算入見込額等を控除したものとなっています。平成29年度は公営企業債等繰入見込額が7億1,871万円、一般会計等の市債残高が15億9,788万円それぞれ減少し、昨年より3.8%減少の187.2%となりました。

公債費の償還終了に伴う将来負担額の減少により、比率は徐々に下降していくものと見込まれます。

$$\frac{\text{将来負担額 (552億10百万円)} - \text{充当可能財源等 (351億41百万円)}}{\text{標準財政規模 (137億87百万円)} - \text{算入公債費等 (30億70百万円)}} = 187.2\%$$

<主な将来負担額>	
地方債の現在高	190億71百万円
公営企業債等繰入見込額	317億15百万円
退職手当負担見込額	44億13百万円
債務負担行為支出予定額	11百万円

<充当可能財源等>	
基準財政需要額算入見込額	300億89百万円
充当可能基金	44億98百万円
充当可能特定歳入	5億53百万円

	H25	H26	H27	H28	H29
将来負担比率	219.1%	219.0%	191.7%	191.0%	187.2%

4. 平成29年度公営企業の経営健全化に関する指標

区分	水道事業会計	農業共済事業会計	下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
資金不足比率	-	-	-	-

いずれの公営企業会計においても資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当なし